

## 財政の健全化 提言案（五藤修正2）

### 1. 目指す姿

みんなで財政の健全化に取り組むまち  
子どもの世代に負の遺産を残さない

### 2. 指標

	2015年	2020年
経常収支比率	95%未満	90%未満
実質公債費比率	12%未満	10%未満
基金残高	( 検 討 中 )	
市債残高	( 検 討 中 )	
市民税徴収率	( 検 討 中 )	

### 3. 現状と課題

箕面市の財政は、その代表的な指標である経常収支比率が危険ラインと言われる100%（一般に70～80%が健全な水準と言われているが、全国平均は92%）を既に超えており、極めて硬直化しています。しかも、基金残高は年々減少し赤字地方債残高は年々増加しており、バブル崩壊時以降の財政悪化トレンドに未だ歯止めがかかっていません。この状況がさらに長期間継続されれば、国から財政健全化計画乃至は財政再生計画の策定を求められるなど、実質的な財政破綻を招来する懸念もあります。

この総合計画の対象期間内にはそこまでは至らないにしても、財政の健全化施策を徹底しない限り、子どもたちの世代にかかる負担は一層重くなります。財政の健全性を維持向上することは、それ自体が目的ではなく、限定された財源の範囲で、如何に市民ニーズの高い施策やサービスを効率的に実施するかが課題であり、そのための仕組みを構築する必要があります。

### 4. 取組・役割分担

#### （1）市民等が取り組むこと

- 財政の現状を正しく理解する
- 市税、国民健康保険料等を完納する
- 行政等の公共サービスに対して適正な受益者負担を負う

#### （2）市民等・行政が協働で取り組むこと

- 財政の健全化に関する条例を制定する（補足1）

- 市民が担える施策や事業は市民に移管または委託する
- 市民参画による財政健全化の検討（財政健全化委員会、まちづくり市民会議等）  
全事業の継続要否、事業内容の適否を事業費も考慮して再検討再構築  
活用度の低い施設の統廃合  
各施設の維持管理と適切な利用者負担

### （３）行政が取り組むこと

- 財政白書を作成公開し、市民等が財政の現状を正しく理解できるようにする
- 市税、国民健康保険料等収納率を向上させる（目標値設定）
- 財政健全化委員会や財政健全化条例を策定する会議を設置、運営する
- 民間（市民や市民団体を除く）が担える施策や事業を民間に移管または委託する（サービスの質とコストのバランスを考慮する）
- 効率的な組織編成、職員の事務能力向上、IT化推進等により組織・要員をスリム化し人件費を抑制する（目標値設定）
- 遊休資産の有効活用または売却（有効活用については市民協働で検討する）

## 5．個別案件に関する提言

現在財政負担の大きい事業及び対応次第では今後大きな財政負担を伴う事業に対しては次の通り対応します。

### （１）市立病院

地域医療及び救急医療の中核病院として、施設及び機能の維持、充実を続ける必要があるが、独立行政法人化、近隣の自治体病院との連携強化等々の施策により一層の経営効率化に努め、早期に赤字体質から脱却するとともに、一般会計からの繰出し金の削減にも協力する。

### （２）森町（箕面市が事業主体の総事業費 9,977 百万円）

既にまち開きも終わり、公共施設も整備されつつあるので、第２期開発計画地区までは、将来計画人口が達成できるよう魅力あるまちづくりに努めるのが基本であるが、第２期開発計画地については大阪府の対応や第１期開発地への入居状況等を勘案しながら慎重に進めることを土地所有者に要請することが望ましい。

### （３）彩都（箕面市が事業主体の総事業費 15,399 百万円）

彩都全体の計画見直しの方向に沿って対応せざるを得ないが、既に宅地造成等開発を終了しつつある箕面市域部分については、問題が指摘されている急斜面对策や地盤強化策が事業主体である都市再生機構によってなされることを充分確認の上、所期の居住人口が確保できるよう魅力あるまちづくりに努める。但し、学校など教育施設や公共下水道等のインフラ整備は必要としても、多額の投資を要する山麓線との連絡道路（都市計画道路国文都市４号線 府道箕面池田線 バイ

パス取付部)は不要であり、その他の関連事業も、開発の進行状況や定住人口の動向を勘案しながら慎重に進める必要がある。

#### (4) 北大阪急行線延伸計画

鉄道建設に対する市民の期待は大きいが、財政負担も考慮して最も効率的な地域内交通対策を充分検討の上、延伸の要否を見極めるべきである。また、箕面市の負担が総額で一般会計の年間歳出額の20%を超えるような巨額の投資を要する場合や、開通後も鉄道会社の経営状況次第で財政負担を継続する懸念のある運営方式の場合は延伸計画を保留または中止すべきである。

## 6. まちづくりの効果

市民が財政の現状と健全化の重要性を充分理解することにより、過大な財政負担を伴う開発を抑制したり、何でも行政に依存しようとする体質を改めることができます。逼迫する財政が健全な状態に戻ることににより、市民は安心してこのまちに暮らし続けることができ、元気な“みのお”を子どもたちの世代まで継承します。

#### (補足1) 財政健全化に関する条例で規定すべき事項

健全な財政運営指針を条例化するに当たっては、市の財政が市民の信託及び負担に基づくものであるとの前提から、行政の担当部署や有識者ばかりでなく多くの市民の参画を得て検討会議を招集し、慎重に原案を検討すべきです。この条例には少なくとも次の事項は包含されなければなりません。

- (1) 市は市民と財政情報を共有し、予算、決算、主要な指標等財政に関する情報を市民にわかりやすく公表するなど説明責任を果たすこと。毎年市の「財政白書」を公刊すること。
- (2) 健全な財政運営の推進を図るため有識者及び市民が参画する付属機関(委員会、審議会)を設置すること。
- (3) 財政運営に当たっては次世代に過大な負担を負わさぬよう配慮するなど、将来負担を充分配慮した計画的な財政運営を図ること。
- (4) 総合計画には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定された健全化判断比率及び経常収支比率など主要な財政フレームについて健全性が評価できる具体的な基準値を明記すること。また、実施計画には計画期間内の具体的な財政収支等を明記すること。
- (5) その他の財政運営の原則、健全性の基準、その基準が総合計画の基準より悪化した場合の対応策など。

(参考) 18年度財政指標

	經常収支比率	実質公債費比率
箕面市	96.9	13.5
大阪市	99.7	17.5
豊中市	97.2	13.9
池田市	101.3	15.0
吹田市	93.0	10.7
高槻市	91.6	8.2
茨木市	88.2	8.2
豊能町	97.6	6.3
能勢町	85.0	8.2
三鷹市	86.5	12.9
大和市	86.0	14.9
多治見市	81.9	8.9

## 行政運営の効率化

### 【目標】

- ・市民と行政がともにまちづくりを行うまち
- ・効率化がされ財政が健全なまち

### 【指標】

- ・市民等の満足度
- ・事務処理の時間
- ・財政健全化指数
- ・職員定数（削減数）
- ・職員の満足度

### 【現状と課題】

- ・地域経営の主体が行政にゆだねられている。
- ・市の財政が年々悪化している。
- ・行政運営に多大なコスト（経費、人員、時間）がかかっている。
- ・調整する職員数が多いため、意思決定に時間がかかっている。
- ・業務実績と人事評価の関係が不明瞭なため、問題解決にあたり当事者意識が希薄になっている。

### 【取組】

#### 1 市民等がとりくむこと（市民等自らの責任と負担）

##### （1）市民意識の高揚

地域経営の主体であるべき市民等が「自助・共助・公助」の理念を理解し、役割分担に応じて地域経営に参加する意識を高める。

##### （2）市民の意識改革

効率的な経営を推進するためには、市民等も行政依存体質から脱却して行政に役割分担以上の仕事をさせないよう自助努力するとともに、協働の担い手としての責務を果たす。

具体的には、補助金などの既存制度の見直しに参加する。また、施設の使用料や証明発行の手数料など受益に応じた負担を行う。

##### （3）権限委譲を行政に働きかける

## 2 市民等と行政が協働でとりくむこと

### (市民等自らの責任と負担及び行政の支援ときに負担)

#### (1) 市民等が参画する経営改革推進本部の設置

経営改革や事業評価は行政だけでなく、市民等が組織づくりから参加し、その進捗等を監理する。

## 3 行政がとりくむこと(市民等の信託に応える)

#### (1) 行政職員の意識改革

行政の職員一人ひとりが効率的で質の高い事務を目指す。  
そのためにも職員がやる気を起こす仕組みをつくる。

#### (2) 事業数を削減する

市民等の意識改革に応えるため、役割分担に応じた業務の峻別を行い、核業務以外は新たな担い手に任せる。

#### (3) 広域連携を進める経営

病院、図書館等スケールメリットがはかれるものは、広域連携で実施する。  
消防等身近な設備が求められるものも広域連携で対応する。  
環境対策等は広域連携を進めることによって事業の実効性を高める。

#### (4) 効率的な組織体制

行政の組織は、総合計画の目標達成が行いやすい体制にするとともに、市民との協働を進めやすい組織にする。

また、職員数の削減に伴い権力が集中するため、コンプライアンス部門を設置し、法令遵守の監理体制を強化する。  
少数精鋭の人員体制を構築する。

そのために、業務手順の見直し、標準化及び単純化(庶務事務の電子化等)を行い、核業務以外を新たな担い手に任せる。

#### (5) 市民等にわかりやすい経営

市民等が経営に参加・協働する前提として、行政の情報がわかりやすく説明され、公開されるなど行政運営の透明化が重要である。

但し、個人情報保護は保護されなければならない。

( 6 ) 市民満足度の向上

行政が提供するサービスや意志決定にかかる時間を短縮し、利用者の満足度を高める。

事業の実施・未実施に関する説明を行い、**市民等の理解を得られる税金の使い方を**する。

**地域のことは、地域で解決できるよう市民部所管事務に限らない市民に身近な支所機能を構築する。**

( 7 ) 市民が参加・協働しやすい環境の整備

政策形成の段階から市民が参画できる機会を増やし、地域経営の担い手としての市民の意見を尊重し、市民の提案を的確に行政に反映させるなどやる気のある市民を受け入れる姿勢を徹底する。

**また、地域住民等の意見を反映した市民からの事業提案等を受け入れ、行政と協働できる仕組みを醸成していく。**

( 8 ) 市民と行政の信頼関係強化

市民と行政がともに考え、ともに行動するためには、相互の信頼関係を形成することが重要である。

そのために、広聴システムを充実させて、市民の意見が確実に行政に届くようにするとともに、市民と**行政**との対話の機会を増やす。

( 9 ) 地域経営の担い手の育成

地域経営の主体である市民が、行政のパートナーとして地域経営に参画し、その機能を果たすためには、人材が不足しているため、市民自治の役割を担える人材を育成する。

( 10 ) P D C A サイクルを基本とする経営

総合計画に限らず、すべての計画や施策、事業について達成すべき目標を明確にして、その成果や実績などを有効性と効率性の観点から総合的に評価し、必要に応じて改善する。

( 11 ) 時代の変化に対応した経営

市民ニーズや価値観、経済情勢、国の方針など年々変化していく環境に、柔軟に対応する。

## 1. 分野ごとの目標【第6：どうあるべきか?】(なまち〔めざす暮らし・まちの姿〕)

- ・市民「自治」実現のための基本となり、自治体の最高法規である総合条例の制定によって、市と市民の「情報共有」と「市民参加」で、市民主体の街づくりを進める

## 2. 指標【第6：具体的な数値目標があれば】〔目標の達成状況を測るモノサシ〕

自治基本条例にもりこむべき項目

市民主権の理念で、自治の基本原則、自治の主体のあり方を明らかにする。

参画と市民、市議会及び行政が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力する協働の原則を定める。

自己決定、自己責任による自立した自治運営の実現、豊かな地域社会の創造をめざす情報共有（市民は、市政情報を知る権利がある）の規定

市民の権利と責務、議会、市長、行政機関などの責務などの明記

住民投票の規定と位置づけ

地域コミュニティの自主性及び自立性の尊重

## 3. まちの現状と課題(きょうの箕面)【第6：現状と課題】〔まちの現状とまちづくりの課題〕

市民参加条例とまちづくり条例があるが、市民の認知度も低く、うまく機能していない。

市民が意思を表明できるのは、4年に一度の選挙の時だけで、常に首長、議会が市民の意見を反映しているとは限らない。

## 4. 必要な取組【第6：具体的提案】

〔市民が取り組むこと〕

市民自治を発展させるよう、市民が積極的に常に市政に関心を持ち、市民参加をしていく。

その為の、法整備として自治基本条例制定に向けて、市民組織をつくる。

自治基本条例などができれば、それが実効性を持ち続けているかを、市民自らがチェックする。

〔市民等と行政が協働で取り組むこと〕

・お互いの立場から得られる情報と知恵を出し合い、対等に協働して、市民自治のまちづくりをしていく

・市民が将来にわたって常に市政に参加し、発言できる体制を次の世代にも持続できるように条例の体制整備をする。

〔行政が取り組むこと〕

行政は情報提供、市民参加の機会が実効性をもち、永続的に続けられるように保障する。

行政、議会は市民参加、市民協働を尊重し、自治基本条例などの法整備ができるよう、またそれを遵守し、尊重する立場をとる。

## 5. [まちづくりへの効果]

自治の本来の目的である、市民、行政、議会が力を合わせて、市民主体の目指すべきよりよい地域社会の実現に努めることができる。

## 議会への期待

佐藤

### 1. 分野ごとの目標【第6：どうあるべきか？】 なまち〔めざす暮らし・まちの姿〕

- \* 2 元代表民主制の首長と対等に担う議会が、主権者市民の付託に答えて優れたまちを作る為に議会基本条例制定が必要
- \* 情報の徹底した公開をして、議会の透明性の確保、そして市民に開かれた議会、市民参画ができる議会が必要。
- \* 市民のニーズを議会が把握する為、市民と話し合い、市民の問題提起の中で市民と共に歩む議会であるため議会基本条例の制定が必要。
- \* 最高規範性をもつ条例制定

### 2. 指標【第6：具体的な数値目標があれば】

- ・ 市民との意見交換のための議会主催による一般会議の設置
- ・ 請願、陳情を市民からの政策提案として位置づける
- ・ 重要な議案に対する議員の態度（賛否）を公表（今は会派別）
- ・ 年1回以上の議会報告会の開催
- ・ 議員の質問に対する行政の反問権の付与
- ・ 積極的に情報を公開し（政務調査費、視察報告他）透明性のある議会
- ・ 議員相互間の自由討議の推進（議員同士が責任を持って自由に討議する議会）
- ・ 議会の情報公開と、市民も参加できる開かれた議会の為に、インターネットなどの議会中継、市民による議案提案
- ・ 一問一答で市民にわかりやすい議論をする議会
- ・ 実効性のあるチェック機能を持つ議会

### 3. まちの現状と課題（きょうの箕面）【第6：現状と課題】〔まちの現状とまちづくりの課題〕

- \* 選挙の時だけしか議員の姿が見えない。本当に議員は必要なのか？
- \* 市民の声が本当に議員に伝わっているのか？
- \* 市民から選ばれた議員は、市民にとって一番近い存在であるべきだが、一番遠い存在になっている。

### 4. 必要な取組【第6：具体的提案】

〔市民が取り組むこと〕

市民の意見の代表となっているか、よりよい市政に向けた提言がなされているか、開かれた議会となっているか、などの議会の傍聴を通して、議会基本条例への市民の認識を広め、議員が制定に向けて動くよう働きかける。

〔市民等と行政が協働で取り組むこと〕

市民のニーズを議会が把握する為、市民と話し合い、市民の問題提起の中で市民と共に歩む議会のため、議会基本条例制定へ向けて対等に協議する。

〔行政（議会）が取り組むこと〕

よりよい箕面市にする為に、議会は議会基本条例制定に向けて努力する

〔まちづくりへの効果〕

市民にとって議会が、身近なものとなり、また議員の活躍が見え、議員がより活発に活動するようになる。

議会の積極的公開で市民の議会への関心が高まる。

議会改革は議会と市民の関係の改革になる

## 市民参加

佐藤

### 1. 分野ごとの目標【第6：どうあるべきか？】 なまち〔めざす暮らし・まちの姿〕

- \* まちづくりは、市民と行政がばらばらに行動するのではなく、それぞれの役割を認識し合い、パートナーとして共に進めていくことが大切
- \* 市民参加は、協働を基本として推進し、「協働」とは、市民と市がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うこと
- \* 「市民参加」は、市政の施策形成の段階から市民の意思を反映させること、施策を実行する段階で市と市民が協働すること、また、市が実施した施策の評価に参加することをいう。
- \* 自治基本条例を別に制定して、実効性のある、真の市民参加のまちづくりを行う。

### 2. 指標【第6：具体的な数値目標があれば】

- ・ 審議会、委員会の構成人員の半分は、公募で応募した市民にする。
- ・ 審議会、委員会での傍聴者が発言する機会をつくり、会議の記録を速やかに公表する。
- ・ 審議会、委員会の広報を充実させて、傍聴者を増やし、市政への関心を高める。

### 3. まちの現状と課題（きょうの箕面）【第6：現状と課題】〔まちの現状とまちづくりの課題〕

市民参加条例がすでにあるが、すべてに市民参加ができていないわけではない。

パブリックコメントには、難解な用語で膨大な資料を読みこなせないといけないものがある。HPを見ない人は、市民参加やパブリックコメントなどの情報がなかなか得られない。

### 4. 必要な取組【第6：具体的提案】

〔市民が取り組むこと〕

- ・ 市民は、市全体の利益を視野に入れて、また市の未来にも責任感を持ち、自主的かつ主体的に、また市民同士が協力してまちづくりに参加する
- ・ 市政を行政任せにしないで、市民ができることを自助、共助、公助、それぞれの形で行う。
- ・ 市民協働は行政の単なる受け皿ではなく、市民が率先して提案し、行動する「市政は市民が創る」を基本理念に、市民と行政の「協働」による市民参加をする。
- ・ 市民参加を含む自治基本条例の制定に向けて、市民が主導して取り組む。

〔市民等と行政が協働で取り組むこと〕

- ・ 市民参加を含む自治基本条例の制定に向けて、市民が主導して取組み、行政はそれをサポートする。
- ・ 市民参加の意義について広く市民に理解されるよう、また市民参加への意欲を高めることができるように広報、教育などに行政は努め、市民もその機会を積極的に利用して、市政に参加する。
- ・ 市民協働事業の推進
- ・ 市民の持つ豊かな社会経験及び創造的な活動の市民参加を、市は尊重し推進する
- ・ 市民提案に対して、市は積極的に対応し、その結果の説明責任を果たす。
- ・ 市民の多様な価値観に基づく要望等を市は公正で的確に対応し、また市民参加の機会を平等に保障する

〔行政が取り組むこと〕

- ・ 市は、市民参加を求める時は、できるだけ早く、また多くの市民が参加できるよう、また市民参加への啓発をする。
- ・ 市民参加の為にできるだけ多くの情報提供をし、また広聴制度も充実させる。
- ・ 市民への情報提供は、もみじだよりや市の HP、リーフレット、回覧板その他の情報伝達手段を積極的に活用し工夫する。
- ・ パブリックコメントをする時はわかりやすい言葉での文書や、市民に説明会を行う。
- ・ 予算、行政改革、行政評価にも市民が参加できるようにする。
- ・ 市民参加、協働にかかわる市民・職員への学習機会を設け、新たな担い手などの人材育成をする。
- ・ 市は無作為抽出により、これまで行政に声を届けるきっかけを持たなかった市民が、まちづくりの討議に参加するよう促し、市民参加の底辺を増やせるようにする。

〔まちづくりへの効果〕

- ・ 市民が市政に関して、無関心、単なる傍聴者から、積極的に市政に係わり、箕面をよりよくしていきたいという意欲を持ち、行動する市民が増え、活発な市民の参加が広がる。
- ・ 市民の持つ豊かな社会経験及び創造的な市民参加が、市の問題解決につながる。

## 意見交換会でのご意見の検討状況（経営改革分科会）

### 1. 財政が大事

ご意見：財政の説明がわかりやすく、一番大事な問題だと思った。市民が予算をたてることも必要ではないか。

検討状況：財政を健全化するとともに、予算についても市民の意向が一層反映される仕組みを提言する。

### 2. 議会のあり方について

ご意見：議会は平日の昼間に開催され傍聴できない上、例え傍聴できても傍聴者の発言が認められない。議会は市民にとってもっと身近な存在になるべきである。市民との交流ができていないばかりか、議員同士の交流もできていない。

検討状況：市議会の公開のあり方、市民と議員の対話フォーラムの開催など開かれた議会を目指す議会基本条例の制定を提言する。

### 3. パブリックコメントに疑問

ご意見：パブリックコメントで意見を出してもどのように扱われているのか疑問。形式的にやっているだけで市民の意見は反映されていないのではないか。

検討状況：パブリックコメント制度の改革も含めて、もっと多くの市民の意見が直接行政に届く仕組みを提言する。

### 4. 自治基本条例

ご意見：まちづくり理念条例や市民参加条例があるが、市民に定着しておらず、具体的に機能していない。時間をかけても市民の論議を重ねて自治基本条例を制定すべきである。大和市は素敵な作り方をした。

検討状況：自治基本条例策定のために早急に市民中心の検討機関を設置することを提言する。生かし続けられる条例が重要である。

### 5. 総合計画のあり方について

ご意見：「持続可能な社会」は環境だけでなく経済や福祉等の持続性も計画全体を貫くビジョンとして示してほしい。

検討状況：総論検討チーム及び各分科会で検討中。

意見交流会では、分科会の提言に対して反対する意見や、新たな提案がなかったので、その後に市民からの意見収集は行っていない。

また、森町や彩都の開発、北急延伸などは地域性の高い課題ではあるが、経営改革や行財政改革の視点からは全市的な問題と捉えており、他に基本計画段階であえて地域別に提言すべき課題は検討していない。